

古典としての上野三碑

熊倉浩靖

Three Stelae of Ancient Kozuke as Japanese Classics

Hiroyasu KUMAKURA

要旨

日本最古の石碑群として国特別史跡に指定されている上野三碑は、ユネスコ「世界の記憶」国内候補となることで新たな注目を集め始めている。そして1300年の歳月にもかかわらず、日本語を使う人々には鮮明に文字が判読され、日本語として読めることが理解されつつあるが、なお遺産・文化財としての評価にとどまっているきらいがある。

「世界の記憶」という観点から見た場合、上野三碑が古典としての高い価値を持っていることがより評価されるべきであろう。その点を、①記載内容の持つ古典性・思想性、②多くの古典や史書の表現方法・記載内容の代弁者たりうること、③三碑から多くの古典が生まれていることの3つの側面から照らし出すことに努めた。

Summary

The Three Cherished Stelae of Ancient Kozuke are the oldest stelae designated as a special national historic site and attract increased attention as a Japan's candidate for a UNESCO Memory of the World. The characters inscribed on the stelae 1300 years ago are still distinct enough for the people who understand Japanese to read and understand as Japanese sentences. The fact is gaining the understanding of the people but the stelae seem to be evaluated just as a heritage or a cultural asset.

The Three Cherished Stelae of Ancient Kozuke ought to be highly evaluated as Japanese classics from a viewpoint of Memory of the World. The paper attempted to illuminate the reason they deserve more appreciation from the following three perspective; (1) significance of the description in terms of classics and thought, (2) significance as a possible voice for expressions

and descriptions of many classics and history books and (3) the facts that many classics were created from the Three Stelae.

I、「世界の記憶」としての上野三碑の価値…古典としての評価

日本最古の石碑群として国特別史跡に指定されている上野三碑（Three Cherished Stelae of Ancient Kozuke、山上碑・多胡碑・金井沢碑）は、ユネスコ「世界の記憶」国内候補となることで新たな注目を集め始めている。そして1300年の歳月を経ているにもかかわらず、日本語を使う人々には鮮明に文字が判読され、日本語として読めることが理解されつつあるが、なお遺産・文化財としての評価にとどまっているきらいがある。

従来「世界記憶遺産」と訳されていたMemory of the Worldは、2016年6月、世界の記憶と訳し直された。その意味を考えてみる必要がある。「遺産」という言葉が消えた意味である。

世界遺産との違いが、そこに凝縮されている。

世界遺産、とくに文化遺産は、その対象を、世界遺産条約第1条によって「記念工作物・建築物群・遺跡」に限定している。いわば不動産であるのに対し、世界の記憶は「人類が長い間記憶して後世に伝える価値があるとされる記録物（可動文化財）」が対象とされ、1978年に採択された「可動文化財の保護のための勧告」（仮訳）に基づく。

勧告（仮訳）は「『可動文化財』とは、人間の創造又は自然の進化の表現及び証拠であって、考古学的、歴史的、科学的又は技術的な価値及び興味を有する全ての可動物をいい、次の範疇に属するものを含む」として、11の範疇を挙げている。列挙すれば、次の通りである。

- (i) 地上及び水面下で行われた考古学的調査及び発掘によって得られた物
- (ii) 道具類、焼物、銘文、硬貨、印章、宝石、武器及びミイラを含む埋葬物のような古器旧物
- (iii) 歴史的記念工作物の解体により得られた物
- (iv) 人類学的及び民族学的に重要な資料
- (v) 科学・技術史及び軍事・社会史を含む歴史、諸国民、国家指導者、思想家、科学者及び芸術家の生活並びに国家的重大事件に関係のある物件
- (vi) 美術的に重要な物件
- (vii) 特に重要な肉筆及び初期の活版印刷による古書、写真、書籍、文書又は出版物
- (viii) 古銭学上（メダル及び硬貨）及び切手研究上重要な物件
- (ix) 原文記録、地図その他の製図上の資料を含む文書、写真、映像フィルム、録音物、及び機械によって解読できる記録
- (x) 家具、つづれ織り壁掛け、絨毯、衣装及び楽器
- (xi) 動物学上、植物学上及び地質学上の標本

特別史跡としては確かに不動産だが、上野三碑は (ii) の銘文に当たる。

したがって、「世界の記憶」という観点に立てば、守り続けられた日本最古の石碑群であることと共に記載内容が極めて重要な意味を持つことになる。言い換えれば、日本史上の位置付けと古典性において高い価値を持つことが「世界の記憶」たりうる根拠と言ってよい。日本史上の重要性に関しては縷々述べて来たので¹、ここでは古典としての価値を確認していきたい。

上野三碑を古典として見直した場合、3つの観点が浮上する。

第1の観点は、碑文記載内容の古典性である。記載された時代の人の考え方や思想、時代背景を今に伝えるとともに、その内容が現代において価値を持ち続けているという点である。

第2の観点は、原本が失われている膨大な当代古典類を代弁するというありようである。

結論的に言えば、上野三碑の文言や文体は、原本あるいは比較的近い時代の完全な写本があれば間違いなく世界の記憶たりうる『古事記』『日本書紀』『続日本紀』『万葉集』『上宮聖徳法王帝説』などの文言や文体と厚い重なりを示している。

第3の観点は、上野三碑の持つ創造性である。上野三碑とそこに記された文言が新たな古典類を生み出しているという点である。

II、上野三碑記載内容の古典性

まずは、第1の観点つまり上野三碑記載内容の古典性を確認したい。

(1) 「母為」に凝縮した山上碑の心情

山上碑は次のように記されている（原文は縦書）。

辛己歳集月三日記

佐野三家定賜健守命孫黒賣刀自此

新川臣兎斯多々弥足尼孫大児臣娶生児

長利僧母為記定文也 放光寺僧

語順のままに次のように読むことができる。

かのとみの辛己（「巳」の異体字²）とし歳集月（読み不明³）みつかしる三日記す。
さのみやけ佐野三家さだめたまを定賜たけもりのみことはる健守命まごの孫（=子孫⁴）、くろめとじ黒賣刀自、これ此を
にひかはのおみ新川臣の児、こ斯多した々だ弥足尼の孫、おほごのおみ大児臣、めと娶生うむ児
ながとしのほふし長利僧、はは母ための為に記し定むる文也 ふみなり放光寺ほうこうじの僧

辛己歳を681年と見る見方に異論はなく、山上碑は完全な形で現存する日本最古の碑である。

頭から語順のままに読むこと、固有名詞の表現に使われている漢字の多くが訓読みの上に組み合わされていることなどから、明らかに日本語で書かれた碑である。したがって、日本最古の日本語の碑である。後段で例を挙げるが、漢字を用いて日本語を日本語として表現する木簡・佛像銘なども山上碑とほぼ同時代であることを考えれば、日本語誕生を象徴する碑文である。

読み下しただけでも意味は取れるが、次のように現代語に訳すことができる。

(この碑は、681年と考えられる) ^{かのとみのとし}辛巳歲集月三日に記しました。

(王権直轄の開発拠点である) ^{さのみやけ}佐野三家 (の管理者) に任じられた ^{たけもりのみこと}健守命の子孫である ^{くろめと}黒賣刀自、此 (の人) を、^{にいかわのおみ}新川臣の兒である ^{しただみのすくね}斯多々弥足尼の子孫である ^{おおこのおみ}大兒臣が娶って生んだ (つまり、黒賣刀自を母とし大兒臣を父とする) ^{ながとし}兒である僧侶・長利が (自分を僧という当代最高の知識層であり実践者に育ててくれた) 母のために記し定めた (碑) 文です。(私は) 放光寺の僧です。

要は、自分を僧という当代最高の知識層であり実践者に育ててくれた母への感謝の碑である。「父母為」とはなく「母為」とだけあることに男であり父である私はいささか口惜しく感じるが(「父」を指す表現が「大兒臣」ただ一例なのに対し「母」を指す表現は「黒賣刀自」「此」「母」の三例に及んでいることも山上碑文の母重視を示している)、自分を育ててくれた人への感謝が完全な形で現存する日本最古の石碑、最古の日本語碑である山上碑の要点であることに注目したい。当時の人の考えを示すだけでなく、現代に繋がる思想性が孕まれているからである。

なぜ母への感謝なのか。2つの要素がある。第1は当時の婚姻関係、いわゆる妻問い婚ないし母の許での養育の反映である。第2は長利がなった僧という存在の歴史性である。日本列島に仏教が入ってきた6世紀半ばから1世紀を経たとはいえ、僧侶や寺院の数はそれほど多くはない。山上碑建立当時、上毛野国(当時の群馬県)の確実な寺院数は4と見られているだけで、しかも僧は国による厳しい資格審査のもとにあった。僧は国によって認定された存在であり、そのため一般の戸籍から外れて納税も兵役・労役の負担も免じられた。その分、生涯にわたって学識・技術の全てを世のため人のため国のために捧げつくさなければならなかった。いわばエリート中のエリートであった。放光寺が山王廃寺と呼ばれている前橋市総社所在の当時上毛野国最高の寺院と見られることは、長利の使命感や矜持の高さを推測させる。そうした人間に自分を育ててくれた母だからこそその感謝であろう。いささか皮肉めいて言えば、黒賣刀自は日本最初の教育ママかもしれない。しかし、ただ、いわゆる「出来る人間」ではなく、感謝の心を碑に刻み込むほどの心を持った人間に育て上げた真に称賛に値する母性であったと言ってよいであろう。

そうした母子間の心の交流は、中華世界東端の文明国家の民として生きていこうとする当時の日本人⁵の心を代表する表象である。この心をどう現代そして未来に繋げていくか。山上碑を「世界の記憶」として、古典として定着させていく一番の課題はここにあるかもしれない⁶。

(2)「郡成」に象徴される多胡碑の主体性

多胡碑は次のように記されている(原文は縦書)。

弁官符上野國片罡郡緑野郡甘

良郡并三郡内三百戸郡成給羊

成多胡郡和銅四年三月九日甲寅

宣左中弁正五位下多治比真人

太政官二品ネ恵ネ貴親王左太臣正二

位石上尊右大臣正二位藤原尊

「罫」は岡の当時の字体で、早くも414年の高句麗好太王碑に見られ、694年の法隆寺金堂観音菩薩像造像記銅板に受け継がれる。多胡碑は三行ずつ、次のように読むことができる。

【前半三行】(太政)官符(=符)を弁へ、上野國の片罫(=岡)郡・緑野郡・甘良郡、并せて
 三つの郡の内の三百戸は郡と成る。羊を給はり多胡郡と成す。
 和銅四年(=711年)三月九日甲寅なり。

【後半三行】宣るは左中弁正五位下多治比真人。(知)太政官(事)は二品徳禎の親王、左太(=
 大)臣は正二位石上尊、右大臣は正二位藤原尊なり。

定説とも言える読みに対して、あえて私案で読んだ主たる根拠は、同じことを記している『続日本紀』和銅四年三月辛亥条の「上野國甘良郡の織裳・韓級・矢田・大家、緑野郡の武美、片岡郡の山など六郷を割て、別に多胡郡を置く」(原漢文)との表現方法の違いにある。

違いの第1は日付の違いである。『続日本紀』側に編纂中の瑕疵があった可能性が高い。

違いの第2は三百戸(多胡碑)と六郷(『続日本紀』)の違いである。五十戸を以て一郷(多胡郡建郡当時の地方制度であれば里)とする規定から同一の実態を表していることは明らかだが、「さと」を「五十戸」と表現する表記法が古いこと、戸や里が自然発生的な家族や集落ではなく王権(国家)側の住民把握(徴税・徴兵)の単位であったことを考えれば、多胡碑の表現がより本来的であった可能性が高く、第1の違いと共に多胡碑の真正性の証とも言える。

第2の違いに繋がる本質的な違いが第3の違いで、『続日本紀』が「割いて…置く」と表現しているのに対して、多胡碑は「并せて…成る」と記している。この目線は逆さと言ってよい。「并せて三郡の内の」三百戸が(新しい)「郡を成した」ことを表現することに多胡碑建碑の最大の目的があったのではないか。「三百戸」こそ主語=建碑主体と見てよいと思われる。

主語は郡司に命じられた羊で多胡碑は国の命令を写したものとする説が主力だが、別に論じたように⁷、三百戸を主語、羊を動物とし、「弁官符」を「(太政)官符を弁へ(=理解して)」と読んだ方が、多胡郡建郡・多胡碑建碑の主体性・積極性が浮かび上がる。現に、大宝令制定後も日本各地で国・郡の新設は続いたが、多胡碑以外に建国・建郡の碑はどこにもない。かつてあったが無くなったのではなく⁸、当初から建てられなかったのではないか。

後半三行は人名ばかりが位階・役職と共に記されているが、当時、天皇・皇太子に次ぐ地位にあった徳禎親王の徳禎は「禾編(穂積)」ではなく神事を表す「示偏(徳禎)」であり、人臣であれば許されない「尊」の文字が石上(朝臣麻呂)、藤原(朝臣不比等)に付されていることは、比喩でなく実感として彼らを現人神と感じた現地の人々の感覚を表現していると思われる。

まさに国家中枢にある現人神の命をわきまえて主体的に新都を成した人々の強い意志、主体性を表現している点に多胡碑の思想性がある。国・郡、さらには国家が成り立つのは、国家の命令だけではない。地域の側からの、地域に暮らす人々の営みが合わなければ持続しない。多胡碑にはそれだけの思想性、歴史性が凝縮しているのではないか。

多胡郡の地は現在の高崎市の南八幡地区と吉井町である。思えば、南八幡地区は、昭和の大合併時に主体的に高崎市合併を選択し、吉井町は、平成の大合併の際、議論を重ねて高崎市との合併を実現した。新・高崎市の枠組みが成り立つことで両地域は一つとなり、多胡郡は復活した。その成果として上野三碑という括りでの世界の記憶登録が現実化したのである。

それだけに、親郡とも言うべき片岡郡・緑野郡・甘良郡それぞれの歴史的重要性を再度考え直していくことも多胡郡・多胡碑の主体性をいまに活かす道と考えられよう。

(3) 「知識結」に結晶する金井沢碑の思想性

金井沢碑は次のように記されている。(原文は縦書)

上野國羣馬郡下賛郷高田里

三家子□為七世父母現在父母

現在侍家刀自 他田君 目頼刀自又兒加

那刀自孫物部君午足次馬爪刀自 次乙 𨮒

刀自合六口又知識所結人三家毛人

次知万呂鍛師礪マ君身麻呂合三口

如是知識結而天地誓願仕奉

石文

神龜三年丙寅二月廿九日

「羣」は群の正字で、群馬県紋章もこの字体である。「𨮒」は他に見られない文字だが、馬偏に爪なので、伝統的に「ひづめ」と読まれている。「マ」は「部」の略体で「ア」「P」「β」と書かれる場合もあり、遅くとも6世紀代の朝鮮半島諸国で使われ始め日本列島でも一般化した。

「三家」は山上碑の佐野三家に繋がる氏族名と見られる。「子□」は碑を建てた中心人物の名だが、残念なことに摩滅が激しく文字を確定することができない。「他田君」「乙」も摩滅が激しく、他の読みの可能性も指摘されているが、碑文は、碑文作者の所在地ないし戸籍と碑文作成の対象を記す第1・第2行、碑文作成に賛同・参加した者とその関係を記す第3～第6行、碑文作成の目的と碑文としたことの確認、碑文作成の年月日を記す第7～第9行の3部構成となっており、『日本書紀』や『万葉集』などの古訓を参照すれば、おおむね次のように読むことができる。

【第1・第2行】上野國^{くるまのこほりしもさのさとたかだのこざと}羣馬郡下賛郷高田里の^{みやけの？}三家子□は、七世^{しちせい}の父母、^{ふぼ}現在の父母^{げんざい}の^{ため}為に、

【第3～第6行】^{はべ いへとじ(やかとじ)}現在侍る家刀自(=家を取り仕切る主婦、正妻)、^{おさだのきみ}他田君^{めづら}目頼刀自、^{また}又、^こ兒の^{ものへのきみうまたり}加那刀自、^{つぎ}孫の^{ひづめ}物部君午足、^{つぎの}次^{おとひづめ}(孫の)乙 𨮒^{あは}刀自との合せて六口、^{むたり}又、^{ちしき}知識^{むすぶるひと}に所結人、^{えみし}三家毛人、^{ちまる}次^{かめちいそへのきみ}の(三家)知万呂、^み鍛師礪マ君身麻呂の合せて三口、

【第7～第9行】如是知識を結而、^か天地に^{むすびて}誓願^{あめつち}ひ仕奉る^{こひちか}石文。神龜三年(=726年) ^{つかへまつ}丙寅二月 ^{いしづみ}廿 ^{じんき}九日 ^{ひのえとら}

要は、三家子□が、ご先祖さまのために、嫡系親族6名を核に、傍系親族など3名の協力を得て「知識を結んだ」石文ということだが、「知識を結ぶ」という表現に、先祖供養を超えての決意・

行動が伺える。「知識を結ぶ」という表現は金井沢碑が初出だが、もともとは仏教信者を意味する「知識」という表現から進んで、人々を組織して、ことに当たる意味となっている。金井沢碑では鮮明ではないが、金井沢碑建立の翌年、和泉の地で行基菩薩が2000名もの人々を知識に合わせて土塔を築き弱者救済や公共事業に当たっていることは、金井沢碑の思想性を推測させる。

実際、半世紀ほどの後、鑑真持戒第一の弟子・東国化主と称えられた道忠に率られる教団が上野・下野両国を基盤に活動を展開し、日本天台宗の基盤を形成していく⁹。

Ⅲ、上代古典群を代弁する存在としての上野三碑

(1) 日本語表現定着の象徴的存在としての山上碑

完全な形で現存する最古の碑であることから山上碑は必然的に最古の日本語碑となるが、他の金石文などにおける日本語表現の開始・定着の流れに対してどのような位置を占めるだろうか。

日本列島で確実に書かれたと見られる最古の資料の一つは471年と見られる埼玉稲荷山古墳出土鉄剣銘で、これは「やさしい漢文」で書かれている。1世紀半ほどの空白を経た7世紀半ばの造像銘から日本語らしい表現が始まる。650年と推定される法隆寺金堂多聞天・広目天像造像銘、651年と比定される法隆寺献納宝物辛亥年銘観音菩薩像台座銘などが例となる¹⁰。

続いて680年前後と見られる西河原森ノ内第2号木簡（滋賀県野洲市）には「くらのあたひつたふ われ 椋直傳之 我もちいくねは うまをえ ず ゆゑ 持往稲者 馬不得かへり きし ゆゑ 故我者 反來之 故 是汝これなんじうら べ 卜部 自舟人率而可行也 其みづからふなびとをひきぬていくべきなり 稻在 処者 衣知評その あるところ えちのこほり へるの ざ と たにはのふみよみのいへ(やけ) 平留五十戸旦波博士 家」とあり、山上碑と同水準の日本語が記されている。

また、『万葉集』収録の「柿本人麻呂歌集」の中に、山上碑の辛巳歳の一年前の680年と見られる「庚辰年作」と記される「あまのかは やすのかはらに さだまりて (以下、読み未定) 天漢 安川原 定而 神競者 麿待無」の歌があり、682年と見られる「壬午年二月」の法隆寺幡には「あくなみの ふみと じ いれまつる は たなり 飽波 書刀自 入 奉 者田也」と書かれている。

このように、山上碑とほぼ同年の木簡、歌、幡の表記が揃って山上碑と同水準の日本語表現となっていることから、地上に立て続けられてきた山上碑は、日本語表現が定着した時代の多様な記録を代弁する存在、象徴的な存在とすることができる。

(2) 上代古典群と共通する山上碑の文言

上野三碑、とくに山上碑の文言には『古事記』『万葉集』『上宮聖徳法王帝説』などと共通する文言が多い。しかも重要な文脈で使われている。代表例は「定賜」と「娶生児」である。

○定賜 「定賜」は、ひとまとまりの言葉として『古事記』3か所4例、『万葉集』2首3例に登場し全て「さだめたまふ」と読まれているが、『日本書紀』には用例がなく、『続日本紀』は天皇の日本語の詔勅である11の宣命に13例使われているだけである。『上宮聖徳法王帝説』にも用例がないことを考えると、『古事記』『万葉集』、宣命と深く結びついた文言と見られる。

上野三碑と宣命の関係については後段で触れるとして、『古事記』『万葉集』に限れば、「定賜」は天皇・王族の行為を表す文言として使われており、『万葉集』の2首は持統天皇十年(696)

と文武天皇四年（700）の柿本人麻呂作の長歌の中で王族の行為を指している。しかし、その後は宣命の中にしか表れないことを考えると、日本国家確立の大宝元年（701）以降は天皇自身の言葉を表す場合にしか使われなくなる文言と言えそうである。

そう考えると、山上碑の「定賜」表現は、同時代の表現と見られる『万葉集』や『古事記』の用例と合致している反面、『日本書紀』が「定賜」表現を持たないことと逆に符合し、山上碑自らが681年の作であることを示す証拠となっている。

一方で、「定賜」の主語は必ず王権だから、山上碑の「定賜」は「定め賜はる」と受動態で読まねばならず¹¹、能動態・受動態を区別する表現は未成熟だった可能性を示唆する。

○**娶生児**「娶生児」の類例は、『古事記』と、聖徳太子の伝説で9世紀には成立していたと見られる『上宮聖徳法王帝説』に集中している。両書ともに漢文表現なので、山上碑とは語順が異なる面もあるが、一例を示せば次の通りである。

『古事記』例：中巻 かみつけののきみ（上毛野君の始祖とされる豊木入日子命が崇神天皇の子であるとする箇所）
みまきいりひこいにあのみこと しきみずがきのみやにましまして あめのしたらしめき このすめらみこと きのくにのみやつこなはあらかはとべの
 御真木入日子印惠命、坐₂師木水垣宮₁、治₂天下₁也。此天皇、娶₂木國造、名荒河刀辨之
むすめとほつあゆまくはしひめをめとして うみませる み こ とよきいりひこのみこと つぎにとよすきいりひめのみこと ふたはしら
 女、遠津年魚目微比賣₁、生御子、豊木入日子命。次豊鋳入日賣命。二柱。

「命」「次」も山上碑・金井沢碑との関連性を思わせるが、「天皇（男性）娶（女性）生子」という形となっており「娶」の古訓は「めとす」である。ただし「こ」の表現は「子」である。

『上宮聖徳法王帝説』例：聖徳太子が用明天皇の正嫡男であることを示す冒頭
いはれいけべふたつきのみやに あめのしたらしめししたちばなのとよひ すめらみこと ままいもあなほべのはしひとのひめみこをめとして おほきさきとなし
 伊波礼池邊雙槻宮治天 下 橋 豊日天皇 娶₂庶妹穴穂部間人王₁ 爲₂太后₁
うみませるみこ うまやどのとよと みみしようとくほうおう つぎにくめのみこ つぎにうゑくりのみこ つぎにまむたのみこ
 生 児 厩戸豊聰耳聖徳法王 次久米王 次殖栗王 次茨田王。

『古事記』同様、「天皇（男性）娶（女性）生児」という形で「めとす」と読まれている。特に、山上碑同様「こ」の表現は「児」である。「児」で系譜を記す例は山上碑・金井沢碑と埼玉稲荷山古墳出土鉄剣、『上宮聖徳法王帝説』に集中しており、「子」との違いは今後の検討課題だが、傾向としては、「児」は「子」より古い表現例である可能性が高い。

『古事記』『上宮聖徳法王帝説』では漢文の形を取っているので、『男性 娶 女性 生児』の語順だが、日本語の語順に並べれば、『男性が、女性を娶し生む児』か『女性を、男性が娶し生む児』の語順になる。山上碑は『女性を、男性が娶し生む児』の語順の形と見られ、山上碑が、女性である「母」を中心に描いている様子がここでも看守される。

蛇足ながら、今なお「娶」を「めあいて」「とつぎて」と読む山上碑の解説書などがある。残念ながら、類例・内容の両面から見て誤読と言わざるをえない。早急な訂正が必要だろう。

これらは一例に過ぎないが、**当代古典群との重要な熟語の共通性**もまた、山上碑をはじめとする上野三碑が当代古典群の代弁者たることを示している。

（3）『万葉集』の表現方法と一致する当代最高水準の表現法を体現

そうした中で特に注目されるのは金井沢碑に見える「知識結」と「知識所結」との表現の違いである。『群馬県立女子大学紀要』第37号・第38号で検討を加えたが、結論的に言えば『万葉集』

における動詞表現の方法とほぼ一致する、工夫に工夫を重ねた表現方法である。

具体的に示せば、『万葉集』巻1・48番の歌などが例となる。『万葉集』は、この歌において「見」という動詞と「所見」という表現とを重ねて用いている。原文は次のように記されている。

かるのみこ あき のに やど す とき かきのもちのあそみひとまろのつくろた
 軽皇子宿₂于安騎野₁時 柿本朝臣人麻呂作 歌
 ひむがしの のにかざりひの たつみえて かへり みすれば つきかたぶきぬ
 東 野 炎 立所見 反見為者 月西渡

文字を眺めているだけで光景が浮き上がってくる歌だが、「所見」は「みえ」と読み、「見」は「み」と読んでいる。「所見」は自ずから見えている、「見」は主体的意識的に見ているという違いが書き分けられている。「所見」は見る+自発・受動・従属・可能の助動詞「ゆ」の表現である。

『万葉集』全体に広げれば、「見ゆ（見る+ゆ）」の表現には「所見」、「思ほゆ（思ふ+ゆ）」の表現には「所思」、「聞こゆ（聞く+ゆ）」の表現には「所聞」が使われており、万葉の歌人たちは、主体的な行動である「見る」「思う」「聞く」に対し、自発・受動・従属・可能の意図を籠めて「所見」「所思」「所聞」、つまり「所+動詞」の表現を生み出したと見られるが¹²、同水準での書き分けが金井沢碑には見られるということである。

金井沢碑では、嫡系の主体的な「知識結」に対して、従属の意味を込めて傍系の参加を「知識所結」と表現したと見てよいだろう。そう考えると、両者の関係は一層鮮明になる。それほどまでに日本語表現方法の水準は高くなっていて、そして万葉の歌人と共通していたのである。

ただ「結ぶ+ゆ」という表現は他に見られず、どう読むかは実はまだ迷っている。「ゆ」という助動詞は特殊な助動詞で、間もなく「る」に取って代わられることから、「所結」は「結ばる」、「知識所結人」は「知識に結ばるる人」で良いのではないかと思っている。読み継ぐということなら、現代表現を援用して「知識に結ばれる人」でもよいかもしれない。

(4) 宣命・仏教用語と金井沢碑

最も進んだ表現となっている金井沢碑には、仏教用語と天皇の日本語での詔勅である宣命固有の文言がよく見られる。顕著な例は、碑文作成の目的を記した第2行「為七世父母現在父母」と第7行「如是知識結而天地誓願仕奉」である。

第2行の「七世」「現在」は、法隆寺戊子年（628）銘釈迦三尊像光背銘の「七世」、法隆寺献納宝物甲寅年（654）銘釈迦像光背銘の「奉为現在父母」、観心寺旧蔵戊午年（658）銘阿弥陀像光背銘の「七世父母」はじめ、造像銘には頻出するものの、古代文献への登場は極めて少ない。確実な「現在」用例は『続日本紀』神護景雲三年（769）10月乙未条の宣命中の「最勝王経王法正論品」の引用「若造₂善悪業₁、今於₂現在中₁、諸天共護持、示₂其善悪報₁」のみで、しかも音読みである。「現在」は、何らかの「やまとことば」に当てられた表現ではなく、**仏教用語**であろう。思想を持った言葉であり、漢語・音読みで読むことがより適切と考えられる。

そう考えれば、「七世」も「父母」も、この場合は漢語・音読みで読むのが適切と見られる。

金井沢碑が全体としては日本語の構文となっている中、唯一「為七世父母現在父母」が漢文表現のままなのは、そうした言葉の由来に基づくと見てよいのではなかろうか¹³。

第7行の「如是」¹⁴は、『続日本紀』に16例見られるが、すべて「かく」と読まれ、うち11例は宣命の中である。『万葉集』には65首に見られるが、同じく全て「かく」である。仏教經典冒頭の常套語「如是我聞」借用の可能性が高いが、「かく」の表現として早く定着したと見られる。

「而」は『続日本紀』宣命に頻出するが、全て「て」と読まれる。漢文構文「^{しかして}而」から援用した表現である。「者」^は同様、付属語表現が借音ではなく漢文読み下しから生まれた例である。金石文では慶雲四年（707）銘の威奈大村骨蔵器に漢文構文としての「而」の使用例があるが、日本語構文での「而」の例は金井沢碑だけである。**金井沢碑は、付属語表現は借音だけではなかったことを知らせる同時代史料としても極めて貴重である。**

「天地」は、『古事記』に3例、『日本書紀』に26例、『続日本紀』に53例（うち30例が宣命の中）、『万葉集』51首の中に見られ、全て「あめつち」と読まれている。仏教概念ではなく、**列島社会で育まれた概念と儒教概念とが相まって生まれた表現**と見られる。しかし、「天下」が金石文に頻出するのに対し、金石文における「天地」は金井沢碑が初出であり唯一と見られる。「天」「天下」概念と合わせて後考を期したい課題である。

「誓願」は、法隆寺金堂戊子年（628）銘釈迦三尊像光背銘、豊前長谷寺壬撰提格（702）銘観音菩薩像台座銘（大分県中津市）など、造像銘に頻出しているが、『古事記』『万葉集』には皆無で、『日本書紀』は推古天皇条と天武天皇条に計6例みられるが、全て仏教関係で、「こひちかふ」と読まれている。『続日本紀』も和銅2年2月条の筑紫観世音寺関係の記載だけである。「天地」とは対照的に明らかに**仏教用語**である。

「仕奉」は、『続日本紀』だけで100例もあるが、98例が宣命の中であり、「つかへまつる」と読まれている。「仕ふ」に補助動詞「奉る」が付いた形だが、神仏・天皇・貴人への供奉・奉仕を表す慣用句として、「定賜」同様、ひとまとまりの文言として扱われたと考えられる。

こう見てくると、**金井沢碑の第7行は、記された内容ばかりでなく、宣命に多用される磨き上げられたやまとことばの漢字表現を地文に仏教用語をちりばめた極めて高度な文であることが分かる。**文字が小さく摩滅も激しく、三碑の中では一番新しいが故に、その評価必ずしも高くなかったが、**我が国文章史の上に燦然と輝く古典の位置を占めるものではなからうか。**

IV、上野三碑が生み出した古典群

（1）歌枕の地・佐野…能楽「船橋」「鉢木」への道

三碑から新たな古典が生み出されていったことも注目される。顕著な例は、歌枕の地としての「佐野」の定着である。ただし、「佐野」の初出が山上碑であることは確かだが、歌枕の地としての「佐野」の定着は『万葉集』東歌に負う面が強い。鼯鼠の引き倒しになってはいけないうら。むしろ、三碑と東歌とが共通した地域性を有していたことが重要である。

『万葉集』巻十四（東歌）上野国歌25首の中に「佐野」を詠んだ歌が3首ある。榛名を指す「伊

香保」に次ぐ数である。読み下して示そう（附記した番号は国歌大観番号）。

上毛野 佐野の^{くく}荦立ち 折りはやし 我れは待たむ糸 今年来ずとも（3406）

上毛野 佐野田の^{むらなへ}苗の 古^{あづまじ}苗に 事は定めつ 今はいかにせも（3418）

上毛野 佐野の舟橋 取り離し 親は割くれど 我^わは^{さか}離るがへ（3420）

また、『万葉集』編者は上野国歌に確定できなかったが、「佐野山に 打つや^{おのと}斧音の 遠かども 寝もとが子ろが 面に見えつる（3473）」も、この佐野に関わる歌と見られている。

佐野は『万葉集』編纂段階ですでに上野の名所だったわけだが、とくに「佐野の舟橋」は都人に注目され、「上毛野佐野」から「東路の佐野」として定着していく。枚挙にいとまがないほどだが、例として『枕草子』『能因歌枕』『後鳥羽院御集』を挙げておこう。

『枕草子』 橋は、あさむつの橋、長柄の橋、あまびこの橋、浜名の橋、一つの橋、
うたたねの橋、**佐野の舟橋**

『能因歌枕』 橋を詠まば、はにはの橋、浜名の橋、**佐野の舟橋**

『後鳥羽院御集』 東路の **佐野の舟橋** 明日よりは 暮れぬる春を 恋ひわたるべき

そして本阿弥光悦の国宝舟橋蒔絵硯箱に至り、そこでは、舟橋は意匠となって「東路乃 さ乃>（舟橋）かけて濃三 思 わたる を 知人そ なき」と文字がちりばめられる。

こうした広がりの中で能楽「船橋」も成立する。東歌から申楽ができ、世阿弥によって能楽に昇華される。東歌の「上毛野 佐野の舟橋 取り離し 親は割くれど 我^わは^{さか}離るがへ」という前向きの強い主張が「東路の 佐野の船橋 とりはなし 親し離くれれば 妹にあはぬかも」という悲嘆の歌に変えられ、それが悲劇と妄執、したがって巡行する修行者による救済という形に結実し、ドラマ性を高めていくが、全ての基盤は、佐野の舟橋という特異な存在にあった。

巡行する修行者に絡んで、佐野はもう一つの能楽「鉢木」の舞台ともなっていく。北条時頼廻国伝承として今は最も有名と言って良い佐野源左衛門常世の話である。しかし実を言うと、『増鏡』などに収録された当初の時頼廻国伝承の中に常世の話はない。「佐野のわたり」に関する藤原定家らの本歌取りが舟橋と結び合わされて生まれた新しい伝承である可能性が高い。

『万葉集』の中に「苦しくも 降り来る雨か 三輪の崎 狭野の渡りに 家もあらなくに」という歌がある（265番）。この狭野は和歌山県新宮市三輪崎の佐野だが、順徳天皇主催の建保三年（1215）の「内裏名所百首」の中で中山忠定という歌人が「もらさばや 波のよそにも 三輪が崎 佐野の舟橋 かけじと思へど」と歌って、佐野の舟橋に繋げる良き誤認をする。これを受けて定家の有名な歌「駒とめて 袖うち払ふ かげもなし 佐野の渡りの 雪の夕暮れ」が詠まれる。「佐野の渡り」「佐野の舟橋」に一面の雪の光景が加わる。こうして出来た舞台を修行者が巡行するイメージに武士道が重ねられて「鉢木」は生まれたのではなからうか。この「解釈」は素人談義の枠を超えない憶測にすぎないが、物語を次々と生む力を佐野は持っていた。

（2）多胡碑と『竹取物語』

2009年に開いた群馬学連続シンポジウム「上野三碑 輝ける古代群馬の至宝」の席上、NHK

大阪放送局番組制作部長の泉谷八千代さんから、多胡碑に見える政府高官と『竹取物語』の5人の貴公子に共通点が見られるがどうしてかと問われた¹⁵。虚を突かれた問いかけであった。

多胡碑に見える政府高官は穂積親王、石上尊と記される石上朝臣麻呂、藤原尊と記される藤原朝臣不比等、左中弁と記される多治比真人三宅麻呂の4人。他方、5人の貴公子は石作皇子、車持（庫持）皇子、右大臣阿倍御主人、大納言大伴御行、中納言石上麻呂足。石上朝臣麻呂が石上麻呂足のモデルである可能性は高いが、他の共通性はこのままでは見出しがたい。ところが、江戸時代後期の国文学者・加納諸平（1806～1857）の研究以来、石作皇子＝多治比真人嶋、車持皇子＝藤原朝臣不比等説が定説となっている¹⁶。この説に従えば、確かに多胡碑の4人の政府高官のうち石上尊・藤原尊は本人が、多治比真人は兄弟が『竹取物語』のモデルとなる。

紫式部が『源氏物語』総合巻で「物語の出で来はじめの祖」と書いた『竹取物語』の登場人物と多胡碑記載の政府高官とが、このように一致することは確かに興味深い。結論から言えば、多胡碑と『竹取物語』に直接的な関係があるわけではない。両者ともに大宝令制定・施行前後の最高執政官の名前を取り込んだゆえの一致である。現に『日本書紀』持統天皇十年（696）十月条には、特別な待遇を与えられた高官として右大臣丹比真人（＝多治比真人嶋）、大納言阿倍朝臣御主人・大伴宿禰御行、石上朝臣麻呂・藤原朝臣不比等が登場し、5人の貴公子のモデルが全て、一人の欠もなく揃う。かつ5人以外の人物はここに登場しない。

注目されるのは車持皇子＝藤原朝臣不比等説と多治比真人三宅麻呂なる人物の動向である。

多治比真人は皇親出自だから皇子のモデルとされるのも理解できるが、人臣である藤原不比等がなぜ皇子のモデルとされたのか。この謎解きには上毛野国が関わってくる。

『竹取物語』では「車持（庫持）」は「くらもち」と読まれているが、本来の読みは「くるまもち」で、車持君という優勢氏族がいた。上毛野君の有力な一族で東国六腹朝臣の一つに挙げられている。古来大王に近似する内廷官で、神や大王が移動するのに用いる有輪の輦や無輪の輿の管掌者だった。大王の命のもと神祭りにも関わり軍事行動に従事した形跡もある。

太政官高官の歴名録である『公卿補任』や系図集『尊卑文脈』は、藤原不比等の母は車持君の娘だと記すが、比較的早い時点から『公卿補任』に「不比等実天智天皇皇子云々」という書き込みがされるようになり、藤原不比等＝車持皇子説が生み出されていったと思われる。

他方、多治比真人三宅麻呂（以下、三宅麻呂）は実に数奇な運命をたどった人物である。

三宅麻呂が世上姿を現す最初は大宝三年（703）のことである。「政績を巡省して冤枉を申理」するため、将来を嘱望された若きエリート官僚7名が七道諸国に派遣されるが、その一人として東山道に派遣された。翌慶雲元年（704）従五位下に叙されて貴族となる。7人の中でも一番早く、しかも3階級特進という異例な措置であった。東山道に派遣された点に要点があり、元明天皇即位直後の708年正月、東山道は武蔵国・秩父から和銅が発見・献上されたことを瑞祥として和銅改元が行われるが、和同開珎を鑄造する催鑄銭司とされたのは三宅麻呂その人であった。秩父和銅献上・改元も三宅麻呂の動きがあつてのことと考えるのが妥当だろう。

多胡郡の設置は、その僅か3年後である。秩父と多胡郡との隣接性を考えれば一連の動きと見る方が自然である。その一方で彼は宮々と左弁官の任務を果たし続け位階を上げていく。霊龜元年(715)には従四位上となり左大弁、いわば内閣官房長官に叙せられる。養老元年(717)には多胡碑に石上尊と記される石上朝臣麻呂の薨去に際して天皇の名代として弔問を行う役に就き、養老五年(721)には正四位上となり、国の大政を司る公卿昇進直前にまで上り詰める。

しかし翌養老六年(722)正月、急転直下、謀反(國家の転覆・天皇の弑逆)を誣告(偽りの告発)したとして斬刑に処せられるという事態に陥る。結果的には死一等を降し伊豆嶋に流された『続日本紀』は記し、三宅島の由来とも言われる。彼の後ろ盾であった藤原不比等(養老四年八月薨去)・元明太上天皇(養老五年十二月崩御)の相次ぐ逝去と政権交代による結果だろう。

(3) 羊太夫伝承をどう考えるか

多胡碑と古典と言え、羊太夫伝承のことに触れないわけにはいかない。多胡碑の「羊」を人名と解し多胡碑を「お羊さま」として信仰してきたことと密接に関わる伝承である。私のように「羊」を動物と解した場合、羊太夫伝承はどう解釈できるか。鍵は三宅麻呂の動向にある。

羊太夫伝承は、管見の範囲でも『上野国多胡郡八束山千手観音略縁起』『羊太夫栄枯記』『羊の太夫縁起』『多胡羊太夫由来記』『緑野郡落合村宗永寺縁起』『西上州多胡郡住人小幡羊之太夫宗勝記』『羊太夫一代記』『小幡羊太輔縁起』『八束羊太夫実録』の成書が確認される。成書年代が全て記されているわけではないが、最古と見られる『羊の太夫縁起』は享保十六年(1731)の成立と見られる。『上野国多胡郡八束山千手観音略縁起』も寛保甲子年(1744)の奥付を持つ。

いずれも多胡碑を意識し、物語の中に和銅・養老年間の年月日を散りばめた構成となっている。観音靈験譚の様相を帯びるとはいえ概要を捉えやすい『上野国多胡郡八束山千手観音略縁起』で紹介しておこう(変体仮名を常用体や漢字に直し句読点・濁点挿入等、多少読みやすくした)。

むかし当国多胡郡の領主小幡羊太夫宗勝の父は天津児屋根の苗裔。母は天よりあまくだる美人なり。夫婦の中に子なき事をなげき、美人の持来りし千手観音の宝前におひて世継を祈られし所に、父の夢に羊くだりて美人のむねに入と見て、持統天皇九年(695)未歳未日未刻に男子誕生ありしゆへ、羊太夫と名づけられ、その奇瑞の有観音を宗勝の守り本尊として当山に千手院并に別当の伽藍を建立して安置せられる。其父たる人は小幡太郎勝定として天引村(=高崎市吉井町西隣の甘楽郡甘楽町の一画)旭ヶ嶽(=朝日岳)に居住し大日(如来)の変化にて黄蝶と化し御前岩に去。母は弁財天女の化身にて白蛇となり給ふ。

その頃此所に八束小脛(八束は吉井町神保の小字)と云ふ天狗の如き童子あらはれ羊太夫に仕へけるが、宗勝名馬に乗り小はぎを召つれ奈良の都元明天皇へ日々朝参あり。帝恵いかんましまして和銅四亥年三月多胡の郡を立、羊太夫に賜りぬ。その太政官府(=符)を石にしるし池村(=多胡碑現在地)に立おかれ尊崇なり。

其後いよいよ日参有し所に、八束小脛つかれて前後をしらず、いねし所を、飛行をそねむものやありけん、両脇の羽根を切すてしゆへ、名馬に続くものなくなり、参内せざりけり。依て

安芸の藤松熊出将監、三千騎の官軍を率して、羊太夫日参懈怠は謀叛の企たるべしとて、八束の城へ打寄る。宗勝の臣下、塩野小太郎光清（塩は吉井町の大字名）、南蛇井（富岡市東部の地名）、黒熊（吉井町南西部の地名）、山中（神流川沿いか）、鮎川（吉井町東隣りの藤岡市を流れる川沿いの地名）、其外の諸侍所々に戦ひけり。

不思議なるは、羊太夫宗勝守り本尊千手千眼の御堂へ飛去、金じき（色）蜘蛛（くも、他の伝承では蝶・鳶）と化し、なだくもの淵（不詳）へ入給ふ。八束脛は当地の鎮守天狗の森、本地は弥陀、垂迹は四阿屋権現とあらはれ、後に沼田（＝沼田市）へ飛、八束脛大明神と鎮座せり。中昔、神保村（吉井町神保）天祐山（公田院仁叟寺）へ火防の靈宝に飛龍の形を納しなり。

寄手の大将、奇異のおもひをなし、権の守洞太郎、民を案内にして大沢村（吉井町大沢）奥の宮へ参詣願状をささげ宗勝が本体あらはし玉へと祈りければ、不動明王出現し、宗勝は観音薩埵の靈験にて衆生済度の方に生れ出でけると神託あって、明王は失せさせ給ひけり。

人々夢さめ城山（＝八束山）へのぼりて見れば、臣下は鳶とひとしく他（＝池、多胡碑現在地）という在所の官府を立し石の前へ下りけり。名馬は馬いづみ（泉）より出て馬庭村（吉井町馬庭）に止しとかや。宗勝の御台の廟所は落合村（藤岡市上落合）七輿の観音なり。寺は奥家老、中尾源太宗永のために開基せり。

官軍帰洛は養老三年己未年三月なり。其後関東へ下着して武蔵信濃両国の内領知して、人は安芸守と号し小幡に居住なり。

羊太夫、八束山に在城、和銅四亥年より寛保甲子年まで千三十七年也。（以下は千手観音安置供養の様子につき略） 八束村観音寺 寛保甲子三月十七日

文中に和銅四年を起点として寛保甲子年まで1037年と記し（正確には当年を含んで1034年）、池村を重視しているように、多胡碑の存在が中核にある。

さらに宗永寺（藤岡市上落合）に伝わる『七輿山宗永寺略記』は「羊太夫は、ここから秩父山中に逃れ、夫人や家臣の菩提のためと、十六の地で十六人の僧の助けを得て『大般若経』を写経、寺を立てて納めたのち、仙と化し去った」と加える。伝承は秩父へと広がり、和銅発見との繋がりを示唆する。秩父市の西、秩父郡小鹿野町十六部落には「羊太夫屋敷跡」や「羊太夫墓」が存在し、秩父三十二番札所般若山法性寺（小鹿野町般若）が『大般若経』埋納の地と伝わる。

展開の中で「官軍帰洛は養老三年己未年三月」と記し、あるいは不動明王の神通力で「羊の首を切ってほしい」と官軍側が願状を奉げた日を「養老五年十二月二十七日」（『羊太夫栄枯記』）と書き、官軍上洛「養老五酉也」（『多胡羊太夫由来記』）と述べるように、「謀反」を「讒言」（『羊太夫栄枯記』）されて滅んだ時期を養老三年から五年としていることは興味深い。

多胡郡設置の国側のキーマン・多治比真人三宅麻呂が「謀反を誣告」して流刑（本来は斬刑）となったのが養老六年正月、彼の後ろ盾だった藤原朝臣不比等の死は養老四年八月、元明太上天皇の崩御は養老五年十二月だからである。多胡郡や国家の流れと三宅麻呂の動向は羊太夫伝承の展開と重なり合う。「羊太夫」を三宅麻呂を示す暗喩と見ることはできないだろうか。多胡碑の「羊」

を人名と見ない場合の一つの解釈として提案しておきたい。

(4) 金井沢碑と『日本靈異記』

『日本国現報善悪靈異記』（『日本靈異記』）は「知識」に関わる物語を少なくとも7話収録している。『日本靈異記』に記される知識は、僧侶や国司に率いられて造寺・造塔・造仏、写経・納経などの行動を起こしており、金井沢碑自体では読み解けなかった「知識結」のありようを示している。知識の実態を示してくれる例を2つ示しておこう。（原漢文。読み下し）

知識、四恩の為に絵の仏像を作り、驗有りて、奇しき表を示す縁（上巻 第三十五）

河内の国若江の郡遊宜の村の中に、練行の沙弥尼有り。其の姓名未だ詳かならず。平群の山寺に住し、知識を牽引きて、四恩の奉為に、敬しみて像を画き、其の中に六道を図し、供養の後に、其の寺に安置す。……時に其の尊像、人の為に盗まれ、悲しび泣きて求むれども、終に得ず。更に知識を停め、放生せむことを念ひ欲り（以下、略）

修行を重ね山寺に住む尼のもとに知識が結ばれ、彼女の描いた絵を安置、崇敬していたが、盗まれてしまった。しかし、それでも彼女は知識を続け（「停む」は「止める」ではなく「続ける」）、放生の仏事に立つ。ある所で、彼女たちは木の上に箱を見つける。動物の声が中から聞こえてくるので、買って放生しようとする。持ち主は「生物に非ず」と拒むが、市井の人々が、それなら開けよと迫る。持ち主がバレタと思い走り去ると、箱の中にかの尊像があった。持ち帰って安置、帰敬したという話だが、修行を重ねた尼僧に率いられた知識の有様が描かれている。

薬師仏の木像、水に流れ沙に埋もれて、靈しき表を示す縁（中巻 第三十九）

駿河国と遠江の国との堺に、河有り。名を大井川と曰ふ。其の河の上に鵜田の里有り。……大炊の天皇（淳仁天皇）の御世、天平宝字二年 戊 戌の春三月に、彼の鵜田の里の河の辺の沙の中に、音有りて曰はく「我を取れ、我を取れ」といふ。時に僧有り。……掘りて見れば、薬師仏の木像有り、高さ六尺五寸、左右の耳欠けたり。……知識を引率し、仏師を勧請して、仏の耳を造らしめ、鵜田の里に堂を造りて、尊像を置きて供養す。（以下、略）

解説を加える必要もないだろう。地域の人々の力で仏像の修復とお堂の建立が行われている。

『日本靈異記』は平安時代初期の成立と見られ、金井沢碑との間には1世紀ほどあるが、この1世紀間に「知識」を結ぶ、あるいは僧侶等が「知識」を率いることは一般化し、物語として流布するまでになっていたことが知られる。この間、わが上野国・下野国では道忠教団による知識の引率、大乘菩薩行の普及が図られ、最澄との出会いによる日本天台宗の成立が図られていった。上野第4の碑と言ってよい山上多重塔¹⁷の建立もこの期間、延暦20年（801）だった。

（くまくら ひろやす・高崎経済大学地域政策学部非常勤講師／群馬県立女子大学教授）

1 拙著『上野三碑を読む』雄山閣、2016年等。

2 北魏・延昌二年（513）銘の北魏將軍元鸞妻王夫人墓誌に全く同じ「辛己（=巳）」の表現が見られる。

3 十月の普通表記と見る見方もあるが、厳密に言うとは適合する月名事例は他にない。

4 建碑者である長利僧の祖父の名がどこにも記されていないことなどから、「孫」を子孫と見る見方が有力である。

- 5 「日本」という国号は大宝律令や年号と共に大宝元年（701）に確立され、翌年の遣唐使によって唐（当時の国号は周）の国際的承認を得たことと見られるので、その20年前の時点で日本人あるいは日本語と使うことは厳密に言えば不正確だが、同時代性をやや広くとって、ここでは日本、日本人、日本語と使うことを了承されたい。
- 6 全くの個人的感想だが、母の日などに山上碑の「母為」の拓本をストラップなどに活用して普及していくことなども、その一助になるのではないかと思っている。
- 7 1と同じ。
- 8 多胡郡建郡に遅れること5年の霊亀二年（716）建郡の高麗郡の場合、高麗神社の創建が多胡碑建碑に対応する可能性はあるが、しかし、建碑ではない。
- 9 拙論「東国仏教と日本天台宗の成立―最澄東国巡錫の意義と背景を導きとして―」『高崎経済大学論集』第47巻第4号、2005年。
- 10 拙著『日本語誕生の時代 上野三碑からのアプローチ』雄山閣、2014年等。
- 11 結果的に発表が前後してしまうこととなったが、拙論「上野三碑と宣命・『万葉集』」『群馬県立女子大学紀要』第38号、2017年でも受け身で読むべきことを論じたが、「定賜」という表現の採用が山上碑の真正性を証すること、能動態・受動態の区別表現は未成熟であることまでは論及できなかった。
- 12 「思」は「念」が使われる場合も多い。
- 13 山上碑ですでに「母為」という日本語表現が採られていることを考えれば、「為七世父母現在父母」の漢文表現の採用には、やはり意味があったと見たい。
- 14 「如是」以下「而」「天地」「誓願」「仕奉」は前掲11でやや詳しく論じた。
- 15 群馬県立女子大学編『群馬学の確立に向けて5』上毛新聞社、2003年。
- 16 加納諸平『竹取物語考』
- 17 桐生市新里町新川所在。